平成２５年（フ）第３６９号
千葉県野田市上花輪1490番地　ビレッジ小沢102
債務者　神田　次朗
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　晶也
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月７日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３２号
島根県大田市久手町刺鹿846番地21
債務者　小笠原修司
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古津　弘也
4　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月８日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３０４号
川崎市川崎区浜町２丁目24番11号
債務者　千葉　正博
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　佳隆
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９４号
東京都町田市つくし野２丁目10番地31
債務者　関俊文こと　關　　俊文
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９５号
東京都町田市つくし野２丁目10番地31
債務者　関よし子こと　關　よし子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７号
秋田県山本郡八峰町八森字古屋敷43番地５
債務者　工藤　　豊
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高城　智子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１９７号
群馬県前橋市本町３丁目６番２号
債務者　髙田　　孜
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４４号
静岡県周智郡森町飯田3177番地の１
債務者　三浦　恭司
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒柳　安生
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
静岡県周智郡森町飯田3177番地の１
債務者　三浦　義明
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒柳　安生
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７８６４号
東京都江戸川区北葛西２丁目19―２―509
債務者　大道　　暁
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　　剛
4　破産債権の届出期間　平成25年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８１号
横浜市磯子区洋光台５丁目６番20―405号
債務者　大井手正夫
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５０号
横浜市神奈川区神大寺４丁目18番４号　パークヒル神大寺303号
債務者　叶城　　淳
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種村　　求
4　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月29日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５１号
横浜市神奈川区神大寺４丁目18番４号　パークヒル神大寺303号
債務者　叶城　裕里
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種村　　求
4　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月29日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４３号
東京都昭島市中神町1134番地37
債務者　福馬　敬生
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　大介
4　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２６号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目４番25号、従前の住所大阪市淀川区東三国５丁目15番24―102号
債務者　森田　浩司
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦本　真希
4　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部